

個人情報保護規則

第1章 総則

第1条 (目的)

この規則は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「当機構」という。）における個人情報の取り扱いを定めることを目的とする。

第2条 (適用範囲)

この規則は、当機構内外を問わず、当機構及び従業者が個人情報を取り扱う場合に適用する。

第3条 (定義)

この規則で用いる用語は以下の通りとする。

- (1) 個人情報
個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む)。
- (2) 個人データ
個人情報のうち、当機構が、特定の個人情報をコンピュータ等を用いて容易に検索することができるように体系的に構成したもの。ただし、個人情報保護管理責任者により除外されたものを除く。
- (3) 保有個人データ
個人データのうち、当機構が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データ。ただし、個人情報保護管理責任者により除外されたものを除く。
- (4) 情報主体
一定の情報によって識別される、又は識別されうる本人。
- (5) 個人情報保護管理責任者
この規則の実施及び運用に関する責任と権限を有する者。
- (6) 従業者
当機構の組織内で、個人情報の取扱いに従事する者。

第2章 実施及び運用

第4条 (原則)

- 1 個人情報の取得に当たっては、利用目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度において行わなければならない。
- 2 個人情報の取得は、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。
- 3 当機構における仲裁等の業務処理にかかる場合を除き、以下に定める特定の個人情報を取得、利用及び提供してはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 人種、民族、門地、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
 - (3) 勤労者の団結権、団体交渉及びその他の団体行動の行為に関する事項
 - (4) 集団示威行為への参加、請願権の行使及びその他の政治的権利の行使に関する事項
 - (5) 保健医療等
- 4 個人データの利用及び提供は、情報主体本人から同意を得た利用目的の範囲で行わなければならない。
- 5 個人情報のリスクに対して、合理的な安全対策を講じなければならない。
- 6 個人データは、利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理しなければならない。

第5条 (取得する場合の措置)

個人情報を取得する際には、個人情報保護管理責任者の承認を得て、情報主体本人に事前に通知し、以下の項目について同意を取らなければならない。

- (1) 問い合わせ、開示、訂正、削除及び利用停止に必要な連絡先と責任の所在。
- (2) 利用目的。
- (3) 個人情報を第三者に提供を行なうことが予定される場合には、その目的、提供先及び個人情報の取り扱いに関する契約の有無。
- (4) 個人情報の預託を行なうことが予定される場合には、その旨。
- (5) 情報主体が個人情報を与えることの任意性及び当該情報を与えなかった場合に情報主体本人に生じる結果。
- (6) 個人情報の開示を求める権利、及び開示の結果、当該情報が誤っている場合に訂正又は削除を要求する権利の存在、対応期間の目安、並びに当該権利を行使するための具体的な方法。

第6条 (保管及び利用)

個人情報保護管理責任者は、個人データを安全に保管及び利用ができ、関係者以外のもが容易にアクセスできない措置を講じなければならない。

第7条 (目的外利用)

情報主体本人から同意を得た利用目的以外に利用する際には、個人情報保護管理責任者の承認を得て、事前に情報主体本人にその旨を通知し、同意を得なければならない。

第8条 (第三者提供)

個人情報扱う従業者は、第三者へ提供する際には、個人情報保護管理責任者の承認を得て、事前に情報主体本人に提供先、利用目的、個人データの項目及び提供手段を通知し、同意を得なければならない。

第9条 (情報主体本人からの要求に対する措置)

- 1 情報主体本人から個人データについて、開示、訂正、削除及び利用停止の要求がある場合には、合理的な期間で応じなければならない。
- 2 情報主体本人からの開示、訂正、削除、利用停止に応じない場合には、その理由を説明し、情報主体本人の同意を得なければならない。

第10条 (削除及び消去)

- 1 削除及び消去にあたっては、目的外利用又は第三者に利用されないような措置を講じなければならない。
- 2 前項を実施するために、個人情報保護管理責任者は、安全に削除及び消去が行える仕組みを確保しなければならない。

第3章 雑則

第11条 (個人情報保護管理責任者の任命)

代表理事(機構長)は、理事会の承認を得て、個人情報保護管理責任者を任命するものとする。

第12条 (苦情)

当機構の個人情報取扱いに関する苦情窓口は、下記とする。

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号

JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 9階 905

第 13 条 （改訂）

理事会は、適切な個人情報保護の取扱いを維持するために、当機構個人情報保護方針及びこの規則を定期的に見直すものとする。

第 14 条 （運用細則）

個人情報保護管理責任者は、この規則に定めるもののほか、必要に応じてこの規則の運用のため、細則などを定めることができる。

附則 1

この規則は、2006 年 5 月 19 日から施行する。

附則 2

この規則は、2007 年 3 月 30 日から施行する。

附則 3

この規則は、2009 年 4 月 1 日に遡って施行する。

附則 4

この規則は、2014 年 4 月 1 日から施行する。

附則 5

この規則は、2021 年 1 月 6 日から施行する。